

自主事業のコストは、松本文化会館は 61,876 千円、ホクト文化ホールは 77,617 千円、伊那文化会館は 83,539 千円である。

自主事業の収入はそれぞれ、848 千円、12,698 千円、22,711 千円である。自主事業の純コストはそれぞれ 61,028 千円、64,920 千円、60,827 千円である。

#### イ. 自主事業 1 日当たり指標

##### (ア) 自主事業 1 日当たり指標（説明）

自主事業 1 回当たりコストは松本文化会館が 2,690 千円、ホクト文化ホールが 3,528 千円、伊那文化会館が 2,785 千円である。自主事業を大ホールで開催した場合の大ホール 1 席当たりコストはそれぞれ、1,345 円、1,624 円、1,842 円である。

自主事業 1 回当たりの料金収入はそれぞれ 37 千円、577 千円、757 千円ある。松本文化会館が最も低く、伊那文化会館が最も高い。

自主事業 1 回当たり料金収入によるコストのカバー率はそれぞれ、1.4%、16.4%、27.8% である。松本文化会館はサイトウ・キネン・フェスティバルのメイン会場になっていることや、地元との連携を重視して地元市民団体などの利用料減免を充実させていることから利用率が高い半面、コストのカバー率は非常に低い。

表 22 コストのカバー率

		松本 文化会館	ホクト 文化ホール	伊那 文化会館
自主事業回数 (回)	f	23	22	30
自主事業 1 回当たりコスト(千円)	g=c/f	2,690	3,528	2,785
大ホール 1 席あたりコスト(円)	h	1,345	1,624	1,842
自主事業 1 回当たり料金収入(千円)	i=d/f	37	577	757
自主事業 1 回当たり純コスト(千円)	g-i	2,653	2,951	2,028
1 回当たりコストカバー率 (千円)	i/g	1.4	16.4	27.2

##### (イ) 自主事業の効果の向上(意見)

自主事業の収入によるコストカバー率は、3 館でまちまちであるが、いずれも低い。営利を目的としないとはいえ、文化振興のための料金優遇の方針と、適正な料金水準のあり方について、明確な方針が必要と考える。

また、自主事業については、文化政策的な判断で、地域連携を重視し、利用料金を減免しているケースも少なくない。そのような地域貢献について、文化会館の業績評価として評点し、公表することを検討することが必要である。

## ⑦ 指定管理者へのサービス要求水準について（意見）

県が指定管理者に期待する施設の管理水準や自主事業については、できるだけ業務仕様書等で明記することにより、県の期待ギャップを解消し、指定管理者の業績評価の客観性を担保することができる。

現状の業務仕様書には具体的なサービス水準の記載が少ない。例えば、自主事業も「行うことができる」規定であり、民間ノウハウへの県の期待値が含まれているが、どの程度の水準であればよいのかどうか、必ずしも明確とはいえない。また、「保守点検は毎日行う」、「破損については復旧作業を行う」等の規定はあるが、装置や備品をどのような水準に保つか、といった具体的な規定がない。保守管理に音響装置のメーカー製品を用いるとコストが係るため、指定管理者によっては、音響装置のメーカー製品を用いないで、安価な保守管理を行って装置の寿命をかえって短くするおそれがある。

したがって、県の意向を正しく伝え、指定管理業者が一定水準以上の業務を行えるように、具体的な仕様書を作成することが重要である。具体的な仕様書とするためには、県が業務内容について、定期的に指定管理者と協議して、仕様書の内容を合意していくことが求められる。具体的な仕様書による業務の明確化は、指定管理者にとっても、業務達成度の評価基準が明らかになり、インセンティブになるものである。

## 第4章 勤労者福祉センター

### 1. 施設の概要

長野県には、勤労者福祉センターが6か所（佐久、飯田、松本、伊那、中野、木曽）ある。このうち、佐久勤労者福祉センター、飯田勤労者福祉センター、松本勤労者福祉センター及び木曽勤労者福祉センターを分析対象として、松本勤労者福祉センターを現地視察した。

#### (1) 佐久勤労者福祉センター

住所	長野県佐久市佐久平駅南4番地1		
設置年月	昭和42年4月	根拠条例等	勤労者福祉施設条例
設置目的	勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に教養施設、体育施設、娯楽施設等を提供する。		
施設の内容	ホール（450人）、研修室（30人）、第1～5会議室（18～192人）、音楽室（24人）、視聴覚室（48人）、第1・2文化教養室（10畳）		
利用料金	講堂（5,900～26,600円）、研修室（800～3,600円）、会議室（400～15,200円）、音楽室（900～4,100円）、視聴覚室（1,000～4,600円）、文化教養室（300～1,400円）		
開所日	第1・3水曜日及び12月29日～1月3日休館		
開所時間	9:00～21:30		
施設の特徴	<p>○長所 ・建築が平成13年と、他施設と比較して新しい。 ・ホール、会議室、音楽室、視聴覚室等があり多目的に使用が可能。 ・駅が近く交通の便が良い。 ・駐車場が広い。 ・エレベーターがあり、高齢者等も利用しやすい。</p> <p>○短所 ・特になし。</p> <p>○近隣環境 ・長野新幹線佐久平駅から徒歩3分。 ・上信越道佐久ICから車で5分。</p> <p>○類似施設 ・佐久市民会館、佐久創造館。</p> <p>○現状と課題 ・施設の維持管理費（機械の更新、修繕等）が増加傾向にある。</p>		



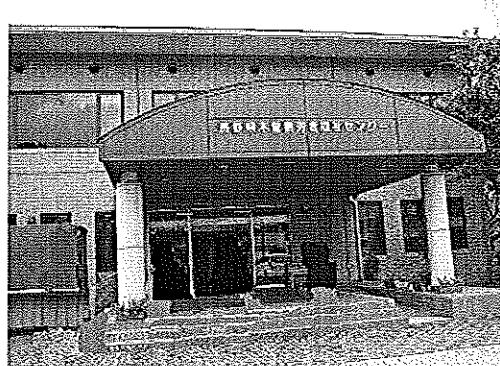
(2) 松本勤労者福祉センター

住所	長野県松本市中央 4-7-26		
設置年月	昭和 47 年 4 月	根拠条例等	勤労者福祉施設条例
設置目的	勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に教養施設、体育施設、娯楽施設等を提供する。		
施設の内容	大会議室（300 人）、第 1～7 会議室（18～132 人）、音楽室（24 人）、第 1・2 教養室（20～30 人）		
利用料金	大会議室（3,500～15,900 円）、会議室（600～10,000 円）、音楽室（800～3,600 円）、教養室（800～3,600 円）		
開所日	第 1・3 火曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日休館		
開所時間	平日・土曜日 9:00～21:30、日曜・祝日 9:00～17:00		
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市中心部に位置し、交通の便が良く利用しやすい環境にある。</li> <li>・エレベーター、食堂あり。</li> </ul> </li> <li>○短所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築が昭和 47 年と古く、老朽化が進んでいる。</li> </ul> </li> <li>○近隣環境           <ul style="list-style-type: none"> <li>・J R 松本駅から徒歩 15 分。</li> </ul> </li> <li>○類似施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市中央公民館（M ウィング）、松本文化会館、浅間温泉文化センター。</li> </ul> </li> <li>○現状と課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場が狭く、大きなイベント時等自動車の収容が困難。 (隣接のカタクラモールの駐車場は有料で利用可)</li> <li>・建物、機械設備の老朽化。</li> </ul> </li> </ul>		
			

(3) 飯田勤労者福祉センター

住所	長野県飯田市東栄町 3108-1		
設置年月	昭和 42 年 4 月	根拠条例等	勤労者福祉施設条例
設置目的	勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に教養施設、体育施設、娯楽施設等を提供する。		
施設の内容	第 1~4 研修室（30~150 人）、体育館、音楽室（45 人）、第 1・2 視聴覚室（45 人）、和室 1・2（18畳）		
利用料金	研修室（600~10,800 円）、体育館（1,700~34,400 円）、音楽室（1,100~4,900 円）、視聴覚室（900~4,100 円）、和室（600~2,500 円）		
開所日	第 1・3 水曜日及び 12 月 29 日~1 月 3 日休館		
開所時間	9:00~21:30		
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設が平成 8 年と他施設と比較して新しい。</li> <li>・体育館、視聴覚室、音楽室、研修室、和室等があり、多目的に使用可能。</li> <li>・エレベーターがあり、高齢者等が利用しやすい。</li> </ul> </li> <li>○短所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所が少々わかりづらい。</li> </ul> </li> <li>○近隣環境           <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田市社会福祉協議会福祉会館（さんとぴあ飯田）が隣接。</li> <li>・近隣に飯田高校、飯田女子高校がある。</li> </ul> </li> <li>○類似施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田市公民館、飯田市教育文化センター、飯田文化会館、飯田創造館。</li> </ul> </li> <li>○現状と課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・長年の使用により、設備、施設、備品など規模の大きい修繕や取替が必要な箇所が増えている。</li> </ul> </li> </ul>		
			

(4)木曽勤労者福祉センター

住所	長野県木曽郡上松町大字上松 159-4		
設置年月	平成 2 年 12 月	根拠条例等	勤労者福祉施設条例
設置目的	勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に教養施設、体育施設、娯楽施設等を提供する。		
施設の内容	講堂（360 人）、大会議室（70 人）、小会議室（30 人）、和室（20 人）、音楽室（40 人）		
利用料金	講堂（4,600～20,800 円）、大会議室（1,700～7,600 円）、小会議室（800～3,500 円）、和室（300～1,400 円）、音楽室（900～3,900 円）		
開所日	第 1 水曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日休館		
開所時間	9:00～21:30		
施設の特徴	○長所 ・ホール、音楽室、大小会議室、和室等があり、多目的の使用が可能。 ・ホールは客席を移動して、体育館として使用可能。		
	○短所 ・専用駐車場がなく、隣接の町営駐車場を利用している。 ・エレベーターがなく、高齢者等が利用しにくい。		
	○近隣環境 ・JR 上松駅に隣接。 ・上松町役場に近接。		
	○類似施設 ・上松町民社会体育館、上松町公民館、木曾福島会館。		
	○現状と課題 ・施設の老朽化や機器の経年劣化による維持管理費の増加。		
			

## 2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

勤労者福祉センター	期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
佐久勤労者福祉センター	～平成 17 年度	管理委託	佐久市
松本勤労者福祉センター	～平成 17 年度	管理委託	松本市
飯田勤労者福祉センター	～平成 17 年度	管理委託	飯田市
木曽勤労者福祉センター	～平成 17 年度	管理委託	上松町

## 3. 指定管理者の状況

勤労者福祉センター	指定管理者	選定方法	指定期間
佐久勤労者福祉センター	佐久市	非公募 (随意指定)	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日(3 年間)
松本勤労者福祉センター	松本市	非公募 (随意指定)	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日(3 年間)
飯田勤労者福祉センター	飯田市	非公募 (随意指定)	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日(3 年間)
木曽勤労者福祉センター	上松町	非公募 (随意指定)	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日(3 年間)

## 4. 指定管理者が行う業務

- (1)施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2)福祉施設の利用の許可に関する業務
- (3)福祉施設の利用に係る料金に関する業務
- (4)上記業務に附帯する業務

(注)全館共通である。

## 5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

### (1)佐久勤労者福祉センター

佐久勤労者福祉センターは、平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。よって、平成 18 年度以前（直営）の状況の推移を記載するとともに、平成 22 年度における監査実施時までの状況を記載する。

## ① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数	146,959	146,411	145,478	150,495	155,463

## ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	—	19,215	20,111	20,351	21,153
内訳	指定管理料 (注1)	17,963	51	46	46
	利用料収入	—	19,164	20,065	20,305
	支出計	—	42,900	42,466	38,008
内訳	人件費	—	16,848	17,110	12,694
	物件費	—	26,052	25,356	25,314
	水道光熱費	—	9,418	9,016	8,849
	委託料	—	3,730	3,468	3,499
	その他	—	12,904	12,872	12,966
	本社経費	—	—	—	—
	収支差額(注2)	—	△23,685	△22,355	△17,657
					△17,166

(注1) 平成17年度以前は指定管理者制度が導入されておらず、市町への管理委託の形態をとっていた。この形態では施設の使用料をいったん県の収入とし、再度、目的外使用分と併せて委託料として市町へ支出していた。18年度以降は、施設の使用料は直接市町の収入とすることになったため、県からの指定管理料は目的外使用分のみとなった。このため平成17年度の管理委託料は、平成18年度以降の指定管理料と著しく異なるようになったが、実質的な県の負担はゼロである。全館とも同様の状況である。

(注2) 赤字となった収支差額は佐久市が負担している。

## ③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正職員	(注)	2	2	2	1
非常勤	(注)	5	4	4	5
合計	(注)	7	6	6	6

(注)全館ともに、指定管理者制度導入前である平成17年度の詳細は不明である。

## (2) 松本労働者福祉センター

松本労働者福祉センターは、平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。よって、平成18年度以前（直営）の状況の推移を記載するとともに、平成22年度における監査実施時までの状況を記載する。

### ① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数	201,885	194,876	189,967	191,673	194,296

### ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	—	17,713	17,206	17,133	16,470
内訳	指定管理料	16,250	1,640	1,391	1,391
	利用料収入	—	15,941	15,671	15,615
	その他収入	—	132	144	127
支出計	—	80,995	81,518	75,377	70,437
内訳	人件費	—	55,060	51,810	50,097
	物件費	—	25,935	29,708	25,280
	水道光熱費	—	4,992	5,083	4,950
	委託料	—	9,391	8,943	8,929
	その他	—	11,552	15,682	11,401
	本社経費	—	—	—	—
収支差額(注)	—	△63,282	△64,312	△58,244	△53,967

(注)赤字となった収支差額は松本市が負担している。

### ③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正職員	—	6	6	6	6
非常勤	—	2	2	2	2
合計	—	8	8	8	8

### (3) 飯田労働者福祉センター

飯田労働者福祉センターは、平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。よって、平成18年度以前（直営）の状況の推移を記載するとともに、平成22年度における監査実施時までの状況を記載する。

### ① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数	204,395	200,025	201,740	202,600	206,290

## ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	—	8,976	8,801	8,737	8,441
内 訳	指定管理料 利用料収入	8,944 —	284 8,692	268 8,533	285 8,452
	支出計	—	19,750	24,654	21,662
	人件費	—	1,440	1,440	1,440
内 訳	物件費 水道光熱費	—	18,310 4,921	23,214 4,777	20,222 5,429
	委託料	—	7,157	6,636	6,636
	その他	—	6,232	11,801	8,157
	本社経費	—	—	—	—
	収支差額(注)	—	△10,774	△15,853	△12,925
					△11,989

(注)赤字となった収支差額は飯田市が負担している。

## ③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正職員	—	2	1	1	1
非常勤	—	1	4	4	4
合計	—	3	5	5	5

## (4)木曽労働者福祉センター

木曽労働者福祉センターは、平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。よって、平成18年度以前（直営）の状況の推移を記載するとともに、平成22年度における監査実施時までの状況を確認する。

### ① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数	36,198	30,957	33,535	29,056	28,829

## ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分		平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入		—	4,152	3,892	3,636	3,317
内 訳	指定管理料	4,524	15	14	14	14
	利用料収入	—	4,137	3,878	3,622	3,303
支出計		—	9,415	10,289	10,658	9,515
内 訳	人件費	—	3,256	3,391	3,332	3,455
	物件費	—	6,159	6,898	7,326	6,060
	水道光熱費	—	2,985	3,094	2,873	2,635
	委託料	—	1,359	1,458	1,736	1,466
	その他	—	1,815	2,346	2,717	1,959
	本社経費	—	—	—	—	—
収支差額(注)		—	△5,263	△6,397	△7,022	△6,198

(注)赤字となった収支差額は上松町が負担している。

## ③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正職員	—	3	3	3	3
非常勤	—	5	5	5	4
合計	—	8	8	8	7

## 6. 監査の結果及び意見

### (1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

- ① 県は「公の施設」としてのあり方や施設の必要性を検討しているか〔勤労者福祉センター共通〕

#### ア.これまでの経緯について（説明）

勤労者福祉センターは勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に教養施設、体育施設、娯楽施設等を提供するための勤労者福祉施設である（勤労者福祉施設条例（昭和42年長野県条例第10号））。勤労者福祉施設は県内のみならず広く全国的にわたってこれまで整備されてきた。整備主体は地方自治体等や旧雇用促進事業団（現 独立行政法人 雇用・能力開発機構）であったが、旧雇用促進事業団が「雇用促進事業団30年史」を編纂し、その中で勤労者福祉施設が設置された経緯を簡潔にまとめている。設置経緯のポイントが理解できる資料であるため以下に引用する。

「わが国においては、大企業、中小企業を問わず、企業として各種の福利厚生施設を設けるなど、企業内福利厚生の充実が図られてきた。しかし、中小企業の場合は、大企業の場合に比してかなり格差があり、そのことが、中小企業の労働力確保と雇用の安定に少なからず影響を及ぼしてきた。このため、雇用促進事業団では、中小企業に働く勤労者の福祉の向上を図り、勤労意欲の高揚と雇用の安定に資することを目的として、各種福祉施設を設置してきた。」

こうした機運が生じた時期は昭和30年代後半頃であるが、長野県においてもこの時期から勤労者福祉施設の整備が開始されている。

長野県の「県立勤労者福祉施設の現状と整備について」によれば、県内では、昭和38年に長野市に長野県勤労者福祉センターを整備して以降、広域市町村圏単位で勤労者福祉センターの整備を進め、平成2年の木曽勤労者福祉センターの完成により、県内10の広域圏すべてに整備された。このうち、飯田については平成8年度に、また佐久及び伊那については平成13年度に、老朽化等により移転改築が行われている。

#### イ. 県立勤労者福祉施設在り方検討に係る専門委員会の設置について（説明）

当初の施設整備から長い年月が経過し、勤労者福祉施設を取り巻く状況も大きく変わる中で、「県立勤労者福祉施設の現状と整備について」において、次のような施設運営に関する課題が明らかになってきている。

- 施設が建設された当初に比べ、県民が利用できる教養・文化施設や体育施設などは増加しており、県立勤労者福祉施設の利用者は長期的に減少する傾向が見られる。また実際の利用も、企業による説明会・研修会など、勤労者福祉以外の目的による利用形態が多く見られるとの指摘がある。
- 一部の施設は老朽化が進みつつあるが、行政によるいわゆる箱物の整備・運営に対しては従来に比べて厳しい眼が向けられるようになっており、さらに県の厳しい財政状況等も考慮すると、県としての関与の必要性について改めて問い合わせ直す必要がある。
- 広域的な利用を目的として整備された施設であるが、所在市・町の住民以外の利用が少ないとの指摘もあり、市町との役割分担をどのように考えるべきか整理する必要がある。とりわけ、県立勤労者福祉施設は、県が整備する一方、実質的な運営は市町が管理経費を相当程度負担して行ってきた経緯があり、施設の活性化をはかる観点から、運営主体についてどのような形態を取ることが望ましいか検討を加える必要がある。

こうした現状をふまえて、勤労者福祉施設の将来的なあり方について調査・検討する「労働問題審議会・県立勤労者福祉施設あり方検討に係る専門

委員会」が設置（平成 22 年 7 月）され、この中で県立勤労者福祉施設の将来的なあり方の調査・検討を行っている。

- ② 施設の管理やサービスの提供主体として県と市町との役割が明確になっているか〔勤労者福祉センター共通〕

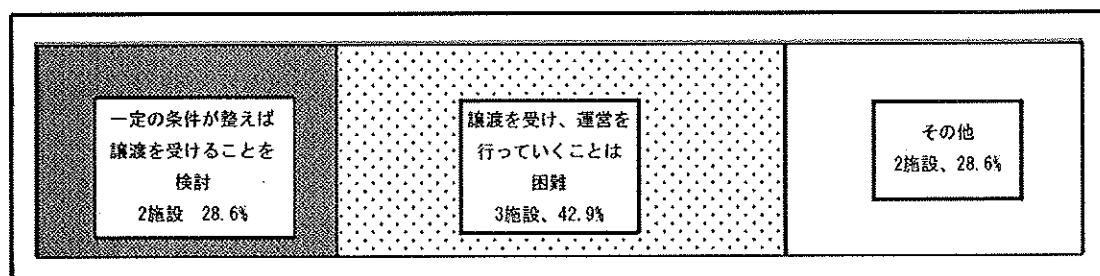
#### ア.施設の移管に関する県と市町の役割分担について（説明）

現状では、県が勤労者福祉センターの建物を所有し、市町が指定管理者として実際に施設を運営し、市町によっては土地も所有するという役割分担が行われている。この役割分担についても、勤労者福祉センター全般のあり方の見直しという観点から「県立勤労者福祉施設在り方検討に係る専門委員会」にて議論が始まっている。

第 2 回専門委員会には「『県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る指定管理者意向等調査』の結果について」が報告されている。これは、施設の現状・課題やこれらについての指定管理者の認識、今後の方向性についての現時点での意向などを把握するために、調査票を施設の指定管理者である 7 市町に送付し、全市町から回答を得たものである。

「県から市町への施設の移管」について、以下の調査結果となっている。

図 2 施設の移管に関する考え方



現時点では詳細な条件等を提示して協議しているものではないため、あくまで参考であるが、一定の条件が整えば、譲渡を受けることを検討することが可能であるとの回答が 2 施設、現時点では譲渡を受けることは困難との回答が 3 施設、その他が 2 施設であった。なお、譲渡の条件としては、今後の修繕や施設の改善に要する大規模な経費負担に対する県の担保、取得価格及び市町の財政状況などが挙げられている。また、その他は、隣接して施設を整備する計画があり、それがどのような判断になるかその方向性によるとするもの、団体内のコンセンサスが取れていないため回答できないとするものであった。

監査人がヒアリングした松本市では、勤労者福祉センターの利用者は各種入学・資格試験の受験者など広く県内全域にわたっていることから、今後も

県が所有すべきとの見解であった。

#### イ. 県と市町の役割分担の見直しについて（意見）

県と市町との役割分担については次の3つの選択肢が考えられる。

##### 〈県と市町との役割分担〉

(考え方1)	今後も県の施設として運営を継続する。 指定管理者制度を継続し指定管理料を交付する。
(考え方2)	指定管理者制度を採用するが、指定管理料は交付せずに完全利用料金制とする。大規模な施設の修繕などは県が行うが、小破修繕や毎年度の施設の維持に係る費用は市町が実質的に負うことになる。
(考え方3)	市町の施設とする。この場合、市町に施設を移管することが妥当となる。

考え方	考え方の内容	施設の所在	予算	
			大規模修繕	小破修繕 維持費用
考え方1	指定管理者制度 (指定管理料交付)	県	県	県
考え方2	指定管理者制度 (完全利用料金制)	県	県	市町村
考え方3	市町へ移管	市町	市町	市町

（注）考え方1と2の違いは指定管理料を交付するか交付しないかであり、受益者負担の問題とは関係ないことに注意。

勤労者福祉センターの場合、指定管理料は交付されるものの、目的外使用の使用料であり、金額も数万円から百万円前後と少額であるため、現行の役割分担は実質的に考え方2（完全利用料金制）であるといえる。

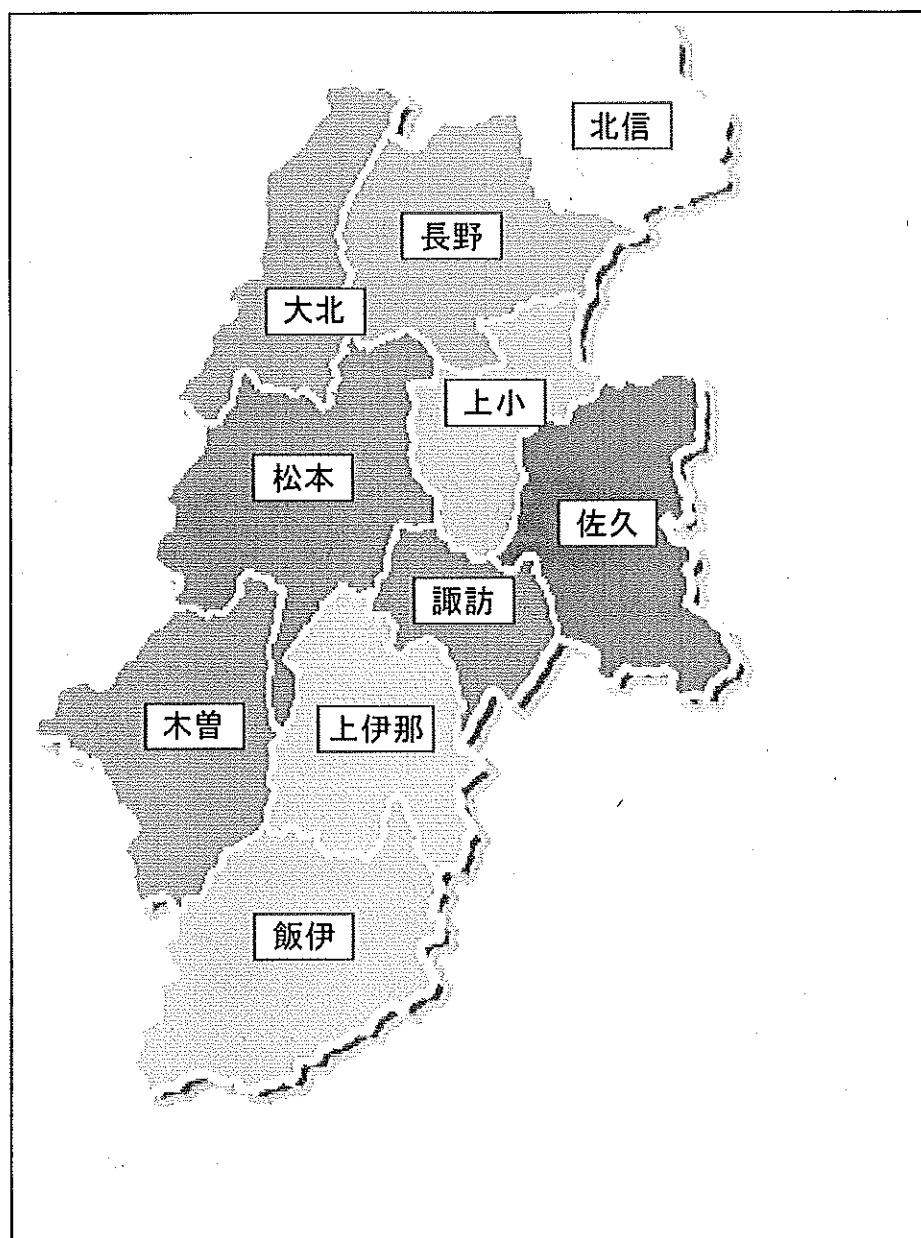
先の「『県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る指定管理者意向等調査』の結果について」を引用すれば、考え方2に相当すると思われる回答を述べた市町は3施設（42.9%）、考え方3に相当すると思われる回答を述べた市町は2施設（28.6%）、その他は2施設（28.6%）であった。

考え方2に当てはまる現行制度維持を望む声が4割強であったが、考え方3に当てはまる条件付きで役割分担の見直しを検討している市町も3割ほど存在しており、役割分担の見直しに関する市町の意見は分かれている。

先の第2回専門委員会に平成20年度及び21年度の各施設の利用実績を調査した「県立勤労者福祉施設利用実態調査結果(速報値)について」が報告されている。

そこでは利用団体の住所を「施設所在市町」「同一広域内」「他圏域・県外」の3つに区分して集計している。広域とは長野県の10広域を指している。

図3 長野県の10広域



以下結果を引用するが理解促進のため一部修正している。